

区長方針

南区は、ひとたび大雨になると内水・河川氾濫の危険性が高まることから、日頃の防災への備えが非常に重要な地域です。
 このため、区では組織及び職員の災害対応力の向上及び地域（市民）の防災力向上を二つの柱に捉え、「**安心していつまでも暮らせるまち**」の実現に向け、各種取り組みを実施しています。
 大規模災害でケガ人などを出さないためには地域や皆さま一人ひとりの「**防災力**」が必要不可欠ですので、定期的に地域の防災訓練へ参加する、あるいは各家庭で災害備蓄に取り組んで頂くなど、自助と共助に関する取り組みについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 国・県・南区の水害対策

国・県の取り組み

- 中ノロ川では、新潟県が河川改修事業を実施しています。下流の国道8号大野大橋付近から塩俵橋までは堤防が完成しています。その上流の松橋地内は、今年度、用地買収と堤防のかさ上げ工事のほか塩俵橋の橋脚工事が予定されています。また、河川内に堆積した土砂を撤去する河道掘削も毎年実施しています。

事業概要：水害に対する安全確保のため、中ノロ川の河道掘削と堤防整備
 事業主体：新潟県 新潟地域振興局
 事業区間：L=21.8km
 確率規模：150年確率
 （平均して150年に1度の割合で発生する洪水に対しての安全な川づくり）
 事業期間：昭和33年～（地盤沈下対策河川事業含む）
 事業計画：令和3年度
 用地補償、堤防かさ上げ、橋脚設置
 関連事業：市道白根2-316号線（塩俵橋）



- 信濃川では、国が小須戸橋周辺で河道掘削を実施しています。

南区の取り組み

（令和3年度実施分）

区では行政の災害対応力強化に向けた取り組みと並行し、地域の防災力向上に取り組んでいます。

○地域防災力向上に向けた主な取り組み

- ・ 通年 防災訓練及び防災士資格取得経費補助
- ・ 通年 中学校及び高校での防災学習支援（講師派遣、地震体験など）
- ・ 4月 防災訓練資料集のコミ協貸与（南区特色ある区づくり予算）
- ・ 5月 大河津分水路洪水ハザードマップの配布（味方・月潟地区）
- ・ 6月 区だより1面で防災特集（9月と合わせ計2回）
- ・ 6月 避難所運営現地検討会（参加者：市民、施設管理者、職員）
- ・ 予定 防災セミナー（対象者：感染症の状況を踏まえて決定）

2 発災時の対応

警戒から発災までの対応（南区対策本部）

- 新潟市地域防災計画、新潟市水防計画に基づき必要な対策を実施します。

<対応の流れ>

- ①大雨警報（浸水害）発令 → 警戒配備担当職員を招集
- ②河川水位が避難判断水位到達 → 「警戒レベル3 高齢者等避難」発令
- ③河川水位が氾濫危険水位到達 → 「警戒レベル4 避難指示」発令

※対応は災害の状況により異なります。
 ※「警戒レベル3」以上では避難所を開設します。

地域に対する要請事項

- 危険が予想される場合はこまめに情報収集してください。
- 平時からご家庭や職場で避難行動について話し合ってください。
- 避難行動要支援者に対する支援についてご協力をお願いします。

●警戒レベル3以上で早めの避難を

警戒レベル5 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~	
警戒レベル4 避難指示	危険な場所から全員避難
警戒レベル3 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者などは避難
警戒レベル2 洪水注意報、大雨注意報など	ハザードマップなどで避難行動を確認
警戒レベル1 早期注意情報	最新情報に注意

※地震・津波の場合、警戒レベルは出されません。

- 避難とは「難」を「避」けること、安全を確保することです。安全な場所にいる人は避難する必要はありません。
- 危険な場所から警戒レベル3で高齢者などは避難、警戒レベル4で全員避難です。
- 警戒レベル5でまだ避難できていない場合は、自宅の安全な部屋に移動するなど直ちに身の安全を確保しましょう。
- 豪雨時の屋外避難は危険です。車での移動も控えましょう。

## 情報提供

## ○南区の公園に「防災放送のスピーカー」の設置要望

- ・強風、高齢者、難聴者等があり現状では情報が伝わりにくい。
  - ⇒ 防災無線スピーカーは、中ノ川沿線など緊急避難の必要性が高い地域を中心に53基を運用しており、広報車による移動式スピーカーと併せて区の全域をカバーしています。
- 現在では防災行政無線だけでなく、テレビのデータ放送、市の防災メール、緊急告知、FMラジオなど様々な情報収集手段が普及しておりますので、それらを活用いただき、いつでも情報を取りこぼさないように備えてください。

## ○水害時避難所の見直し

- ・高い建物が十分でないため、今現在の避難所のみでは避難所難民が発生すると思われる。
  - ⇒ 南区では水害時に開設可能な指定避難所が34か所あり、約2万人を受け入れることができます。全体規模としては十分ではありますが、災害の状況によっては一部の地域で避難所が不足することも考えられますので、自宅内での避難や知人宅への避難なども含めて避難行動をご検討ください。

## ○地震時の避難所開設

- ・地震時に避難所が必ず開設する震度を決定し住民に周知してください。
  - ⇒ 市では震度が6弱以上を観測した場合に、該当する区的全避難所を開設することとしており、毎年春と秋の2回、区だよりの1面に掲載し区民へ周知しています。コミ協、防災会においても周知をお願いします。
- ・震度5は危機管理者及び区長による避難所開設とあるが、どのような流れになるのか。
  - ⇒ 震度5弱、5強の場合の流れは以下のとおりです。
    - ①市の職員または施設管理者が自主避難者の有無と施設の安全確認を実施
    - ②自主避難者がいる場合は一時避難所として受け入れる
    - ③危機管理者または区長が開設の要否を判断
    - ④必要に応じて一部の避難所を開設

## 支援制度

## ○災害時避難行動要支援者支援制度の見直し

- ・指定避難所から福祉避難所までの迅速な移動体制の構築。
  - ⇒ 本人のみならずご家族や支援者が被災しないよう、まずは一緒に最寄りの指定避難所へ避難していただく必要があります。避難の長期化が見込まれる場合には、市職員等が避難者の身体状態を確認して福祉避難所への移動要否を判断します。なお、福祉避難所への移動は対象者のご家族やボランティアによって行うことを基本としますが、対応が困難場合には福祉車両などにより移送します。
- ・指定避難所内で要支援者優先場所の確保は可能か。
  - ⇒ あらかじめ指定避難所の一般スペースとは別に要配慮者（要介護や自宅療養者、妊婦など）のスペース確保をお願いしていますので、そのスペースが活用可能です。ただし、緊急避難の場合にはそのスペースも最大限活用していただき、全避難者の受け入れをお願いします。その後、避難が長期化する場合などには市で協定を締結するホテルなどへ移動していただくなどの調整を行います。

## ○河川洪水による避難想定

- ・中ノ川及び信濃川の破堤想定箇所と大通地域への到達予想時間はどうか。
  - ⇒ 破堤想定箇所はありませんが、国、県が指定する重要水防箇所から3地点を選定し、大通小学校を基準地点として浸水予測を行いました。（国交省サイト「浸水ナビ」による試算。一般利用可。）
 

重要水防箇所①：中ノ川大橋付近（欠壊・漏水・越水）	→	破堤後12時間で国道8号を超え、15時間で30cmの浸水
重要水防箇所②：塩俵橋付近（欠壊・越水）	→	破堤後4時間で国道8号を超え、6時間で30cmの浸水
重要水防箇所③：西酒屋（越水）	→	破堤後15時間で大通川を越え、24時間で30cmの浸水

 注）重要水防箇所＝堤防等に過剰に負荷がかかる場合に注意を払い、必要に応じて負荷軽減処置を実施する箇所

## ○大通地区の排水能力

- ・どの位の雨量に耐えられるのか。
  - ⇒ 雨量は宅地化された時期で異なりますが、初期の開発整備基準では時間約33mmで整備されています。
- ・大通地区内の側溝は設計上、どの程度の雨量まで排水可能になっているのか。
  - ⇒ 側溝はその当時の基準に基づき整備されていますが、地形や短時間の局所豪雨、集水樹のつまりや排水先の水位など複数の要因により、雨水が集中するところでは大通地区に限らず道路冠水が発生しています。
- ・設計雨量以上の大雨、河川氾濫による災害に直面した時の排水計画はどのようにしているのか。
  - ⇒ 河川氾濫の恐れがある場合は、水防計画に基づき河川管理者や消防団等と連携し水防活動を行います。また、市ではハザードマップを作成していますので、災害が発生するおそれがある場合は、市が発信する避難情報に基づき避難をお願いします。
- ・問題点に対する区としての地域対応について、どのように考えているのか。
  - ⇒ 大通地区では毎年、緊急用の排水ポンプを設置し、またポンプ稼働時には委託業者による現地確認を行っています。その他パトロールによる集水樹の確認や二次被害を防ぐため、災害時応援協定を結んでいる業者による交通規制などの対応を行うこととしています。また今年度に冠水対策の一つとして、大通南2丁目内で、東側水路へ排水するための排水管を設置しました。

## 避難所管理

## ○避難所運営に係る重要判断

- ・現在、大通地区内の避難所の収容人数は住民数に対して僅かであり定員増の場合の判断はどうすればよいか。
  - ⇒ 地震時の最大避難者数は住民の2割程度と想定していますので、大通地区では白根北中学校も含めると十分に受け入れが可能です。一方で水害時は状況により一部の避難所に避難者が集中してしまふ恐れがありますので、可能な方は自宅上層階や知人宅への避難など、分散避難にご協力をお願いします。
  - なお、避難所はその性質上、「定員」という概念はなく、危険な状況下での緊急避難については、原則として全避難者の受け入れを行います。災害が落ち着き安全に外出できるようになると、避難所間の移動や帰宅が出てきますので、そのタイミングで避難者数の偏りを調整します。
- ・混雑時の受け入れ対応など避難所運営に関する重要判断は誰が行うのか。
  - ⇒ 避難所における重要判断や合意形成は「避難者の代表者」、「施設管理者」及び「避難所担当職員」の三者を中心に行います。外部との調整が必要な事項については区の災害対策本部も連携したうえで対応します。

## ○災害備蓄（水、食料など）の保管

- ・現在、コミ協、自治会で所有する物資は各自で保管しているが、避難所で保管できないか。
  - ⇒ 自治会で独自に備蓄しているものにつきましては市が配備しているものと区分して保管することができ、なおかつ施設の運営に支障をきたさないという場合には保管していただいで構いません。

## ○避難所の施錠開放

- ・現在、避難所の近くに居住する行政職員に昼夜の施錠開放が設定されているが管理責任者等への配布はないのか。地域が開設する権限はないのか。
  - ⇒ 施設の安全確認等を行ったうえで開設する必要があるため、現状、鍵開けは行政職員が行うこととしていますが、施設管理者や避難者による鍵開けは「迅速に開設する」という点で有効性が認められますので、避難所に「鍵ボックス」を設置するなど、より良い仕組みの実現に向けた検討を行っていきます。
- ・体育館は上記の仕組みとなっているが、校舎はどうなるのか。水害時は体育館ではなく校舎が主となる。
  - ⇒ 学校は最初に体育館を開錠して避難者を受け入れ、その後、状況に応じて校舎も使用することになります。

## ○水害時のペット対応

- ・南区でペット対応ができる施設を指定できないのか。
  - ⇒ 市ホームページに「ペット同行避難可能な避難所」（南区は暫定で36施設）を公表していますので、避難先を選定する際の参考とさせていただきます。記載のない避難所でも緊急時はペット同行避難を受け入れられますが、長期化した場合は施設の仕様上、ペットの飼育スペースが手狭、遠距離となるなど良好な環境を確保できない可能性がありますのでご了承ください。
    - ※ペットはアレルギーや鳴き声などにより他者にストレスを与える可能性があるため屋外や別室での飼育が基本となります。飼育に必要なケージやリードなどは調達に日数を要す可能性がありますので、原則、飼育者各自でご用意いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

## その他

## ○避難所への物資の供給計画

- ・避難想定人数に対してどの程度の備蓄があるのか。
  - ⇒ 市全体では、防災直後の最大想定避難者数に相当する約153,000食相当の食料と水を避難所や備蓄拠点に配備しています。それ以外にも、携帯トイレやトイレトイレットペーパーは2日分、毛布等は各自1枚提供できる数量を配備しているほか、三密防止の物品（パーテーション等）や衛生用品（アルコール消毒液等）、非常用電源・照明（カセットガス式非常用発電機等）などを配備しています。
  - また、食品メーカーや小売業者、県内外の自治体等と災害時応援協定を締結しており、避難者に追加提供する食料や物資を速やかに確保します。
  - なお、大災害が発生して市単独では必要数量を迅速に調達できない場合には、国・県から食料や水、生活環境に不可欠な物資等について、緊急的な支援を受けることとしていますが、日頃から各ご家庭でも備蓄にご協力ください。
- ・備蓄拠点から大通の避難所への物資（食料・水・簡易トイレなど）の配送に要する時間はどのくらいか。
  - ⇒ 大通地区の避難所から最寄りの備蓄拠点は「大鷲小学校」ですが、被害の程度や道路の状況等によって物資配送に要する時間は大きく変化し、また、被害が大きな地域から優先的に物資供給が必要となることから、避難所までの配送に要する時間を具体的にお示しすることは難しいと考えています。備蓄拠点に保管している物資については、区役所職員が民間事業者等の協力を得ながら、できる限り速やかな配送に努めます。
- ・仮設トイレやシャワーはどのように手配するのか。設置に要する期間はどのくらいか。
  - ⇒ 災害時の仮設トイレについては、災害時応援協定を締結している民間事業者や他自治体等から調達を図ることとしており、災害時における入浴施設については、被災を免れた入浴施設に対する協力要請や野営用入浴施設を有する自衛隊への支援要請などの方法で確保します。
  - 仮設トイレの設置や入浴施設の提供に要する時間は、物資提供と同様、被害の程度等により大きく変化しますが、特に災害時のトイレ確保については、健康被害の防止等の面で優先度が高いことから、防災後2日目～3日目を目標とする避難所に対して、一定基数を設置し終えることを目標としています。